

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	島原振興局	管理部 総務課	2020年 4月1日	令和2年度燃料売買単価契約(島原振興局所管の公用車)	単価契約 別紙のとおり	島原市新湊1-32-1 長崎県石油協同組合島原支部 支部長 馬渡 清範	振興局の公用車は、管内全域にわたって出張しており、災害等緊急時の対応だけでなく、平時においても業務効率化や業務に支障が出ないようにするため、振興局保有の公用車(60台)が庁舎周辺だけでなく管内の各用地において確実に給油できることが必要となっている。 長崎県石油協同組合島原支部との契約により、島原振興局管内全域における給油が可能となり利便性が向上し円滑な燃料調達が可能となる。また、業者の廃業時や災害等の緊急時にも安定した供給体制が保証される。 対象となる全ての給油所において、適正な同一価格での給油が可能となり経済合理性にも合致する。 業者選定条件としている物品登録業者であることと給油の利便性を考慮して3庁舎の中心から2km以内に給油所を有することを満たす者は、全て長崎県石油協同組合島原支部の組合員であるので、組合との一者随意契約とした場合も公正性に反しない。 これらの理由により、長崎県石油協同組合島原支部を契約相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
2	島原振興局	管理部 総務課	2020年 4月1日	島原振興局総合庁舎来局用駐車場賃貸借契約	816,000	非公開	振興局の敷地だけでは来客用駐車場が不足しており、得に会議等の際は大幅に不足する状況にある。 来客者の利便性を考慮すると振興局に隣接する土地を駐車場として借上げる必要があり、来客用駐車場として必要となる広さの隣接地が他にないため。	第167条の2第1項 第2号
3	島原振興局	建設部 河港課	2020年 9月3日	小浜竹比海岸県単維持工事(災害応急工事)	4,290,000	雲仙市小浜町南本町7-22 宅島建設 株式会社 代表取締役 宅島 寿孝	令和2年9月2日~3日にかけて来襲した台風9号により、雲仙市小浜町の小浜竹比海岸で護岸が崩壊し、一部土砂が流出した。 当該箇所は国道に近接しているため、早期の安全確保が必要である。 そのため、現地状況に精通している、宅島建設(株)と随意契約するものである。	第167条の2第1項 第5号
4	島原振興局	建設部 河港課	2020年 9月8日	口ノ津港災害復旧工事(応急工事)	2,943,600	雲仙市小浜町南本町7-22 宅島建設 株式会社 代表取締役 宅島 寿孝	令和2年9月6日~7日にかけて来襲した台風10号により、南島原市の口ノ津港において、浮桟橋の連絡橋が落橋している。 当該箇所は漁業者の利用する浮桟橋であり、早期の安全確保と利用再開が必要である。 そのため、災害支援協定に基づき、(一社)長崎県港湾漁港建設業協会より緊急対応が可能な者として推薦を受けた宅島建設(株)と随意契約するものである。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：島原振興局

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	島原振興局	建設部 河港課	2020年 9月17日	大江海岸他県単調査委託（設計業務委託）	6,479,000	長崎市栄町5-5 株式会社 三洋コンサルタン ト 長崎支店 支店長 津曲 兼嗣	令和2年9月2日～7日にかけて来襲した台風9号 及び台風10号により南島原市大江海岸、口ノ津港等 で護岸の崩壊や港湾施設が被災している。 今後、災害復旧事業を国へ申請するため、その準備 を行う必要があるが、被災から災害査定までに約2ヶ 月しかなく、早急に災害箇所の設計及び査定設計書 を作成しなければならない。 以上のことから、口ノ津港（南島原市）での業務実 績があり、緊急対応が可能な（株）三洋コンサルタン トと随意契約するものである。	第167条の2第1項 第5号
6	島原振興局	建設部 河港課	2020年 9月18日	小浜竹比海岸他県単調査委託（設計業務委託）	8,635,000	長崎市万才町7-1 株式会社 センク21 長崎 営業所 所長 林田 幸太	令和2年9月2日～7日にかけて来襲した台風9号 及び台風10号により雲仙市小浜港海岸、小浜竹比海 岸等で護岸の崩壊や港湾施設が被災している。 今後、災害復旧事業を国へ申請するため、その準備 を行う必要があるが、被災から災害査定までに約2ヶ 月しかなく、早急に災害箇所の設計及び査定設計書 を作成しなければならない。 以上のことから、小浜港（雲仙市）での業務実績が あり、緊急対応が可能な（株）センク21と随意契約 するものである。	第167条の2第1項 第5号
7	島原振興局	建設部 河港課	2020年 9月29日	大江海岸県単調査委託（測量業務委託）	1,562,000	島原市新山2丁目9002 株式会社 上田測量設計 代表取締役 上田 幸成	令和2年9月6日～7日にかけて来襲した台風10号 により南島原市大江海岸で護岸が崩壊している。 今後、災害復旧事業を国へ申請するため、その準備 を行う必要があるが、被災から災害査定までに約2ヶ 月しかなく、早急に災害箇所の測量を行わなければな らないことから随意契約をするものである。	第167条の2第1項 第5号
8	島原振興局	建設部 河港課	2020年 10月1日	小浜竹比海岸他県単調査委託（測量業務委託）	4,785,000	島原市上の町925 有限会社 ワイエヌコンサル 代表取締役 横田 耕司	令和2年9月2日～7日にかけて来襲した台風9号及 び台風10号により雲仙市小浜竹比海岸、小浜港海岸 等で護岸が崩壊している。 今後、災害復旧事業を国へ申請するため、その準備 を行う必要があるが、被災から災害査定までに約2ヶ 月しかなく、早急に災害箇所の測量を行わなければな らないことから随意契約をするものである。	第167条の2第1項 第5号
9	島原振興局	建設部 河港課	2020年 11月17日	島原港改修工事（浮桟橋設計業務確認審査）	1,980,000	東京都港区西新橋1-14- 2 一般財団法人 沿岸技術研究 センター確認審査所 所長 春日井 康夫	本業務は、港湾法第56条の2の2第3項の確認を 港湾法施行規則第28条の3の規定に基づき確認申請 を行うものであるが、本業務は、港湾法第56条の2 の3の規定により国土交通大臣の登録を受けたものし か行えない。この登録を受けているのは一般財団法人 沿岸技術研究センターしかないため、随意契約を行う ものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：島原振興局

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	島原振興局	建設部 管理課	2021年 3月31日	口之津港及び須川港緑地管理業務委託	1,382,700	南島原市西有家町里坊96-2 南島原市 南島原市長	南島原市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「口ノ津港及び須川港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を南島原市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、南島原市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、南島原市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
11	島原振興局	建設部 管理課	2021年 3月31日	小浜港及び多比良港緑地管理業務委託	2,272,600	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市 雲仙市長	雲仙市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「小浜港及び多比良港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を雲仙市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、雲仙市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、雲仙市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
12	島原振興局	建設部 道路第一課	2020年 6月15日	島原振興局建設部道路第一課積算技術業務委託	2,585,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
13	島原振興局	建設部 道路第一課	2020年 7月6日	一般国道251号外交通安全施設等整備工事(監督補助業務委託)	11,990,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負業者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負業者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	島原振興局	建設部 道路第一課	2020年 7月13日	一般国道251号道路災害防除工事(排土工)	26,675,000	雲仙市小浜町南木指32-2 株式会社クリーン雲仙 代表取締役 元村竜平	令和2年6月25日に一般国道251号(南島原市加津佐町)において、道路脇の自然斜面が加津佐第3ロックシェッドの上部に崩落した。現地踏査を行った結果、崩落した土砂のほとんどがロックシェッド上に堆積しているが、堆積土量的には設計条件の範囲内であり、常時のロックシェッドの安定性や構造上の問題はないことを確認した。ただし、地震時においては構造上の安定性を満たさないことが判明した。 このため、ロックシェッドの安定性を満足し、国道諸車交通の安全性を確保するために早急に崩土の除去を実施するものである。 なお、施工業者については、近傍業者であり現場にも精通し、必要な機材と高度な技術力を有し、近年において直近のロックシェッド補修工事の実績もある、緊急対応が可能な株式会社クリーン雲仙を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第5号
15	島原振興局	建設部 道路第一課	2020年 9月18日	一般国道251号道路維持補修工事(応急仮工事)	2,684,000	島原市梅園町丁2870番地1 星野建設(株) 代表取締役 星野 親房	一般国道251号(口之津町東大屋)の道路護岸が被災崩壊し、諸車交通に危険な状態であることが判明した。 当該箇所は南有馬町と口之津町を結ぶ重要な路線であり、早期の安全確保のため、緊急に応急対策仮工事を行う必要がある。 そのことから、災害支援協定に基づき、(一社)長崎県建設業協会島原支部より緊急対応が可能な者として推薦を受けた星野建設(株)と随意契約するものである。	第167条の2第1項 第5号
16	島原振興局	建設部 道路第一課	2020年 10月1日	島原振興局建設部道路第一課積算技術業務委託(その2)	3,630,000	大村市池田二丁目1311番地3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
17	島原振興局	建設部 道路第一課	2020年 10月6日	一般国道251号道路維持補修工事(設計業務委託)	4,290,000	雲仙市瑞穂町古部乙546 E-tecsコンサルティング (株)島原営業所 所長 八十島 徳三	一般国道251号(口之津町東大屋)の道路護岸が被災崩壊し、諸車交通に危険な状態であることが判明した。 今後、災害復旧が必要であり、災害復旧事業を国へ申請するため、その準備を行う必要があるが、被災最終報告から災害査定まで約40日間しかなく、早急に災害箇所の設計及び査定設計書を作成しなければならないことから、随意契約をするものである。 施工業者については、見積もり合わせを行い決定した。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	島原振興局	建設部 道路第一課	2020年 10月9日	一般国道251号道路維持補修工事(設計業務委託)	6,820,000	雲仙市愛野町甲3362番地 6 太洋技研㈱島原営業所 所長 馬場 則人	一般国道251号(加津佐町甲)の道路護岸が被災崩壊し、諸車交通に危険を及ぼすおそれがあることが判明した。 今後、災害復旧が必要であり、災害復旧事業を国へ申請するため、その準備を行う必要があるが、被災最終報告から災害査定まで約40日間しかなく、早急に災害箇所の設計及び査定設計書を作成しなければならないことから、随意契約をするものである。 施工業者については、見積りも合わせを行い決定した。	第167条の2第1項 第5号
19	島原振興局	建設部 道路第一課	2020年 11月13日	一般国道251号道路維持補修工事(石積応急仮工事)	4,532,000	島原市梅園町丁2870番地 1 星野建設㈱ 代表取締役 星野 親房	一般国道251号(南島原市加津佐町甲)の道路護岸の石積基礎部が被災崩壊し、諸車交通に危険な状態であることが判明した。 当該箇所は南島原市加津佐町と雲仙市南串山町を結ぶ重要な路線であり、早期の安全確保のため、緊急に応急対策仮工事を行う必要がある。 そのことから、災害支援協定に基づき、(一社)長崎県建設業協会島原支部より緊急対応が可能な者として推薦を受けた星野建設(株)と随意契約するものである。	第167条の2第1項 第5号
20	島原振興局	建設部 道路第一課	2021年 1月18日	島原振興局建設部道路第1課積算技術業務委託(その3)	5,720,000	大村市池田二丁目1311番地3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
21	島原振興局	建設部 道路第二課	2020年 6月1日	一般国道251号道路改良工事(積算技術業務委託その3)	12,760,000	大村市池田二丁目1311番地3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、業者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：島原振興局

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	島原振興局	建設部 道路第二課	2020年 6月1日	一般国道251号道路改良工事（現場技術監督業務委託）	16,830,000	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負業者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負業者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
23	島原振興局	建設部 道路第二課	2021年 3月26日	一般国道251号道路改良工事（積算技術業務委託その4）	14,410,000	大村市池田2丁目1311-3 （公財）長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
24	島原振興局	建設部 道路第二課	2021年 3月26日	一般国道251号道路改良工事（監督補助業務委託）	20,240,000	大村市池田2丁目1311-3 （公財）長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合には、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務であるため、工事の施工や管理に関する高い技術力が求められる。 長崎県建設技術研究センターは、良質な社会資本整備に関する発注者支援等を目的に設立された公益財団法人であり、監督補助業務の経験が豊富で、現場での問題等に対し技術的考察や提案等を的確に行うための専門的なノウハウを有している。 また、県内の民間コンサルタントにおいては、工事の施工管理等の実績が極めて少なく、技術力が担保されていない状況である。 さらには、公益財団法人である長崎県建設技術研究センターの方が、安価で業務を遂行することが出来る。 このため、長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	島原振興局	建設部 用地課	2020年 4月15日	用地取得事務委託（都市計画道路新山本町線街路改良工事）	2,164,000	島原市上の町537 島原市土地開発公社 理事長 柴崎 博文	用地取得事務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。 島原市土地開発公社は公共用地取得を伴う専門機関として島原市の全額出資により設立された「公有地拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係る斡旋業務が認められている。 また、損失補償基準及び地元精通しているとともに、過年度実施した建物調査等の業務に参画していることから補償内容等を把握しており、今後も継続的に委託することで安定した業務遂行が期待できる。さらに当事業と接続している市道霊南山ノ神線の事業内容も把握しているため、当事業と連携して進めることで効率的な用地取得が見込まれる。	第167条の2第1項 第2号
26	島原振興局	農林水産部 土地改良課	2020年 7月3日	島原地区防災減災事業補助監督業務委託	2,948,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 古川 隆三郎	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定されている長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
27	島原振興局	農林水産部 土地改良課	2020年 8月24日	島原地区山之内ため池積算参考資料作成業務委託	1,518,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けない公益法人であり、併せて「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定を受け、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
28	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 4月1日	宮田地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	35,416,000	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市 雲仙市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」（昭和50年5月23日付）の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は雲仙市長（雲仙市教育委員会）に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：島原振興局

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 4月20日	桃山田地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	26,600,000	雲仙市吾妻町牛口名7 1 4 雲仙市 雲仙市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」（昭和50年5月23日付）の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は雲仙市長（雲仙市教育委員会）に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
30	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 4月30日	諏訪地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	22,800,000	南島原市西有家町里防9 6 - 2 南島原市 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」（昭和50年5月23日付）の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」となっており、当契約における相手方は南島原市長（南島原市教育委員会）に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
31	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 5月11日	見岳地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	25,650,000	南島原市西有家町里坊96- 2 南島原市 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」（昭和50年5月23日付）の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は南島原市長（南島原市教育委員会）に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
32	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 5月25日	宮田地区区画整理実施設計業務委託	9,350,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会（以下、「土改連」という。）は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うは場整備事業や畑総事業等（以下、「面工事業」という。）は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務（面工事業の調査、測量、設計）は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
33	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 5月25日	空池原地区積算参考資料作成業務委託	5,280,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けない公益法人であり、併せて「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定を受け、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 5月25日	三会原第3地区積算参考資料作成業務委託	1,947,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けない公益法人であり、併せて「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定を受け、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
35	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 6月23日	愛津原地区積算参考資料作成業務委託	1,925,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けない公益法人であり、併せて「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定を受け、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
36	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 6月23日	畑総島原地区補助監督業務委託	8,580,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定されている長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
37	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 8月24日	桃山田地区区画整理実施設計業務委託	16,390,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うば場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
38	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 9月30日	岡南部地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	8,930,000	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市 雲仙市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は雲仙市長(雲仙市教育委員会)に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
39	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2020年 12月17日	見岳地区積算参考資料作成業務委託	6,600,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けない公益法人であり、併せて「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定を受け、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
40	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2021年 3月2日	三会原第4地区区画整理実施設計業務委託	24,640,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うば場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
41	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2021年 3月2日	馬場地区区画整理実施設計業務委託	11,594,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うば場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
42	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 4月7日	岡南部地区換地計画等事務委託	5,001,700	雲仙市南串山町丙10538 -4 岡南部土地改良区 理事長 浅野 政輝	該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認められた者に特定されている。 よって、岡南部地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、岡南部土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
43	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 4月24日	山田原第2地区換地計画等事務委託	4,545,200	雲仙市吾妻町大木場名63 山田原第2土地改良区 理事長 岩永 篤	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認められた者に特定されている。 よって、山田原第2地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、山田原第2土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
44	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 4月27日	諏訪地区換地計画等事務委託	4,780,600	南島原市深江町丙4 1 9 - 7 諏訪土地改良区 理事長 濱本 康弘	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、諏訪地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、諏訪土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
45	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 4月27日	空池原地区換地計画等事務委託	33,286,000	南島原市加津佐町己2 7 9 2 - 7 空池原土地改良区 理事長 酒井 光則	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、空池原地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、空池原土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
46	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 4月27日	三会原第4地区換地計画等事務委託	7,355,700	島原市新町2 - 1 1 7 - 2 三会原土地改良区 理事長 林田 俊秀	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、三会原第4地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、三会原土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
47	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 5月18日	見岳地区換地計画等事務委託	3,797,200	南島原市北有馬町戊2749 見岳土地改良区 理事長 池田 庄治	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、見岳地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、見岳土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
48	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 5月18日	宮田地区換地計画等事務委託	2,303,400	雲仙市国見町土黒甲1079 -1 宮田土地改良区 理事長 小川 清美	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、宮田地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、宮田土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
49	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 5月20日	桃山田地区換地計画等事務委託	4,573,800	雲仙市千々石町戊370-1 桃山田土地改良区 理事長 町田 一久	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、桃山田地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、桃山田土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：島原振興局

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
50	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 5月28日	馬場地区換地計画等事務委託	4,053,500	南島原市深江町丙419-7 馬場土地改良区 理事長 薄田 俊介	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、馬場地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、馬場土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
51	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 5月28日	愛津原地区換地計画等事務委託	5,735,400	雲仙市愛野町甲3997-1 愛津原土地改良区 理事長 松尾 文昭	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、愛津原地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、愛津原土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
52	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 6月12日	三会原第3地区換地計画等事務委託	27,066,600	島原市新町2-117-2 三会原土地改良区 理事長 林田 俊秀	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、三会原第3地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、三会原土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
53	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2020年 9月28日	津波見地区換地計画等事務委託	2,107,600	南島原市加津佐町己2792 番地7 津波見土地改良区 理事長 木下 勝徳	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 よって、津波見地区については、地元農家などで構成され、各農家の事情などに精通している組合員で組織される、津波見土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

